

平成26年3月25日

平成26年  
第1回野洲市議会定例会  
意 見 書

野 洲 市 議 会

意見書第1号

労働者保護ルールの改正反対を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 朗

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

## 労働者保護ルールの改正反対を求める意見書(案)

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な待遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。これらは政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであり、働く者の犠牲の上に成長戦略を描いており、決して許されることではありません。

また、政府内的一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望します。

### 記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行わないこと。
2. 低賃金や低待遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と待遇改善に向けた法改正を行うこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣(規制改革)

意見書第2号

誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求める

意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 東郷正明

賛成者 野洲市議会議員 太田健一

賛成者 野洲市議会議員 野並享子

## 誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立 を求める意見書（案）

これまで日本経済を支えて来られた団塊世代の人も高齢を迎える2025年には75歳以上になります。しかし現在、政府が検討している介護保険制度は安心して老後が暮らせるものでなく「要支援」などを介護保険から外して、市町村が行う総合事業に移行されます。

これでは市町村によって介護サービスにも格差が生じかねませんし、総合事業に移される訪問・介護サービスは在宅介護サービスの中心で有ります。また軽度の認知症の人達が外されるのではとの不安が広がっています。

介護保険制度は40歳になると介護保険料を払っています。そしていざ介護が必要とされる時、要介護認定を経て、一割の利用料を払えば、介護サービスを受けることが出来ます。これが介護保険制度です。

しかし政府の指針はこの制度が根本的に壊されかねません。誰もが安心して介護が受けられる介護保険制度の確立を求め下記の事項を強く求めます。

### 記

1. 「要支援」の保険外しはやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見書第3号

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める  
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

## 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書(案)

安倍首相は2月20日の衆院予算委員会で、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更について、国会審議を経ずに内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を『軍隊ではない』『自衛の為の必要最小限度の実力組織である』と説明し、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について『許されない』という見解を示してきた。

安倍首相の暴走は、こうした憲法解釈に立ってきた歴代自民党政府の基本見解さえ覆すものでもあり、【憲法とは、その時々の権力を縛るもの】という原則さえ否定する露骨な姿勢に、自民党内からも批判が起きている。

そもそも憲法とは、国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るものであり、これが立憲主義の原則となっている。政権が変わる度に多数派が憲法の解釈を自由に変える事が出来るなら、憲法が憲法でなくなってしまう。内閣に憲法の内容を勝手に変える権限は無い。

集団的自衛権とは、自国が攻撃を受けていなくても、同盟国などが攻撃を受けた場合反撃するというものである。これは、日本そのものを守るものでは無く、国連さえ無視して世界のあらゆる国々へ軍事介入を続けるアメリカと共に海外で戦争が出来るという事になる。

先の侵略戦争では、アジアの人々2000万人、国内で300万人以上の命を、また世界で唯一原爆を2度も落とされ、多くの命を奪った悲しい戦争の教訓から憲法9条が生まれ、反戦平和を願った今の日本がある。集団的自衛権の行使の名の元に、再び侵略戦争に突き進み若い世代の人々の未来を奪う事は決して許されるものでは無い。

このことから政府においては、日本の『自衛』とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く求める。

よって当市議会は、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長

参議院議長

宛

内閣総理大臣

意見書第4号

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

賛成者 野洲市議会議員 中塚 尚憲

## 特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)

昨年12月の臨時国会で安倍内閣は、秘密保護法に反対する1万5千人の人々が国会を包囲する中、国民世論を真っ向から踏みにじり、この希代の悪法を強行成立させた。

特定秘密保護法は、国民の目・耳・口をふさぎ、国民の知る権利や言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆すものであり、反対する声は法案が強行された後も広がり続け、秘密保護法の廃止等を求める地方議会の決議や意見書は、この1ヶ月あまりで100自治体を超えている。

この通常国会は、召集日に法案廃止を求める人々が国会を大きく包囲するといった事態も起きている。

この法律では、政府の判断によってどんな行政情報も意図的に『特定秘密』が可能となり、事実上永久的に国民に隠し続ける事が出来るということになっている。

国民は、何が『秘密』かも知らないまま、近づいた情報の中身も分からぬままに処罰されるという事も起こりうる。

国民の知る権利に応えて、巨大な行政機関の隠された秘密に迫ろうとする取材や報道の自由も奪う事になる。

処罰は、懲役10年以下という重罰であり、適性評価の名によるプライバシーの侵害や権力の監視にさらされるのは、限られた公務員の特殊な行為だけでは無く、国民の普通の日常とその自由が広く対象とされる。

更には、国会の国政調査権や議員の質問権も乱暴に侵され、『第三者機関』なるものをつくっても、法律の危険性は何も変わらない。

このように特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原理をことごとく蹂躪する違憲立法であり、いまだに増え続ける多くの国民の反対する声を真摯に受けとめ、撤廃すべきである。

よって当市議会は、特定秘密保護法の撤廃を求める。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長

参議院議長 宛

内閣総理大臣

意見書第5号

消費税増税を中止するように求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 野 並 享 子

賛成者 野洲市議会議員 東 郷 正 明

賛成者 野洲市議会議員 太 田 健 一

## 消費税増税を中止するように求める意見書（案）

消費税の税率が現在の 5 %から 8 %に引き上げられる 4 月 1 日は、目前。「物価は上がり続けているのに、収入は増えず。その上消費税の増税では暮らしていけない」「仕入れにかかる消費税分は増えても、簡単に値上げはできない。身銭を切ることになる」「38年間居酒屋を営業してきたが、8 %になれば消費税は払えない。3月で店をたたむ」「大雪で品不足になり、材料が高騰している。値段を上げることもできず、さらに消費税の増税はやめてほしい」など消費税増税に対する不安と怒りの声が寄せられている。

「アベノミクス」で景気を回復させるとしてきたが、株価や物価は上がつても、国民の所得や雇用は増えず、年金も下げられる中で、増税すれば暮らしや経済が破綻するのは目に見えている。

世論調査でも、消費税が増税されれば消費を「今よりも減らそうと思う」という人が大半である。

政府も否定できない「消費税増税による経済不安」がある中での消費税増税は、国民の暮らしと日本経済を大混乱に陥れることになりかねず、4月からの増税は中止すべきである。

よって、当市議会は国に対し、本年 4 月からの消費税は中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長

参議院議長 宛

内閣総理大臣

意見書第6号

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境  
整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 北村 五十鈴

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備  
及び地域における取り組みへの支援を求める意見書（案）

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛

総務大臣

国土交通大臣

意見書第7号

食の安全・安心の確立を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 北村 五十鈴

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

## 食の安全・安心の確立を求める意見書（案）

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

### 記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと
- 2 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月25日

野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

宛

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣

(消費者及び食品安全)

意見書第8号

微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成26年3月25日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 北村 五十鈴

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

## 微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（案）

我が国では、大気汚染防止法や自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成 25 年 1 月以降、中国において深刻な PM2.5 による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5 による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

### 記

- 1 PM2.5 の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM2.5 による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣

環境大臣 宛

厚生労働大臣